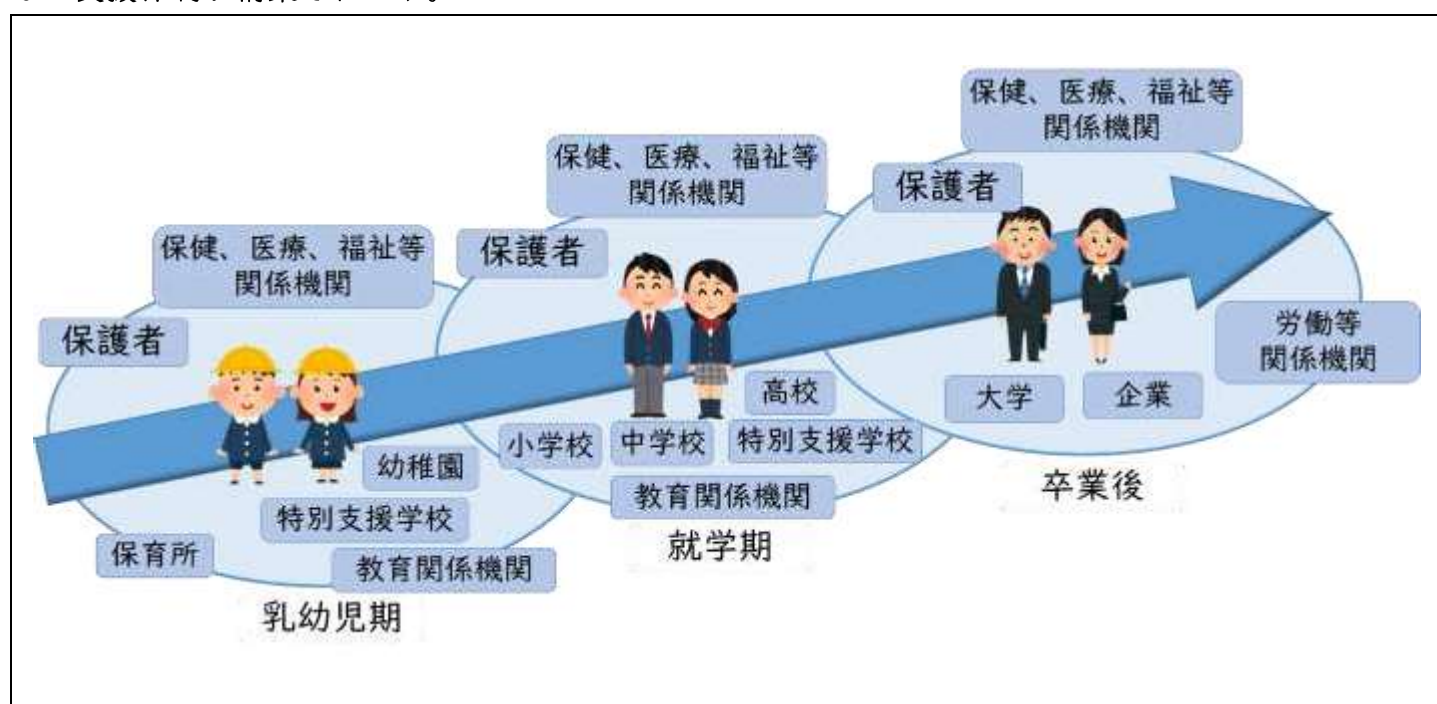


連携の重要性

子どもは、日々の学校生活の中で学習面、生活面、人間関係など、多様な課題や変化を経験しながら成長していきます。子どもの成長を支えるためには、教職員、保護者、学校間、そして医療・福祉など、関係機関との連携が重要です。学校内外の多様な立場の関係者が連携し、個々の専門性を発揮することが、子どもを支える基盤となり、個別最適な学びの実現や安心・安全な学校生活の保障につながります。

子どもや保護者の思いを中心とし、「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援」を実現するために、学校、保護者、地域、関係機関が一体となって取り組むことが必要不可欠です。校内では、管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター、学級（ホームルーム）担任、教科担当教員、養護教諭、特別支援教育支援員などの教職員が連携し、学校全体がチームとして支える校内支援体制を築くことが重要です。また、保護者や関係機関と情報を共有し協働することで、子どもにとって安心できる学びの環境が整います。さらに、学校間等で連携することによって、切れ目のない支援体制が構築されます。



連携ツール

- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 日々の生活記録 など

連携する相手（関わる主体）

「教職員間の連携」「保護者との連携」「学校間の連携」「関係機関との連携」の視点から、それぞれの重要性やポイント、具体的な場面をまとめました。

5－1 教職員間の連携

- 教職員間の連携の重要性
- 連携のポイント
- 連携ツール
- 年度始めの連携
- 学期ごとの連携
- 学年末の連携
- 随時行う連携



[「教職員間の連携」](#)

5－2 保護者との連携

- 保護者との連携の重要性
- 連携のポイント
- 連携ツール
- 保護者との連携場面



[「保護者との連携」](#)

5－3 学校間の連携

- 学校間の連携の重要性
- 連携のポイント
- 連携ツール
- 学校間の連携場面
- 小学校就学时
- 中学校進学時
- 高等学校進学時
- 高等学校卒業時



[「学校間の連携」](#)

5－4 関係機関との連携

- 関係機関との連携の重要性
- 連携のポイント
- 連携ツール
- 教育機関等との連携場面
- 保健・医療・福祉との連携場面
- 労働機関との連携場面



[「関係機関との連携」](#)

5－5 関係機関・専門スタッフの役割

- 学校
- 教育機関
- 行政機関
- 福祉機関
- 医療機関
- 労働機関



[「関係機関・専門スタッフの役割」](#)

特別支援教育指導資料（改訂第2版）

[第4節 関係者・関係機関等との連携](#)



教職員間の連携の重要性

学校における教職員間の連携は、全ての子どもが充実した学校生活を送るための基盤です。学校全体で共通理解を図り、子どもの多様性を尊重し支えることは、全ての子どもにとって安心して学べる環境につながります。特に、特別な教育的ニーズのある子どもにとって、教職員間の連携が必要不可欠です。教職員が連携し、多角的な視点から子どもの実態を把握することで、より適切な支援につながります。さらに、教職員間が連携し、支援の一貫性と継続性を担保することで、より安心して学校生活を送ることができ、個別最適な学びの実現につながります。



教職員間の連携で大切なことは、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を、学校全体で「チーム」として行うことです。そのためには、連携への意識を高め、「特別支援教育は、特別支援学級や通級による指導、特別支援学校だけで行うものではない」という認識を共有し、通常の学級にも支援を必要とする子どもがいることを前提に取り組むことが重要です。校長等、管理職のリーダーシップが重要な役割を果たすとともに、教職員全員が、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることが求められます。

また、「チーム」としての支援体制を構築するためには、学級（ホームルーム）担任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導担当教員、スクールカウンセラーなどが連携し、子どもの課題に多面的に対応することが大切です。一人の教職員が抱え込まず、複数の視点で支援を検討することで、よりの確な対応が可能になります。さらに、スクールカウンセラーなどの専門職や特別支援教育支援員などの役割を正しく理解し、何ができ、何ができないのかを明確にすることによって、より円滑な連携が実現します。

★連携のポイント★

- 学校内での役割分担を明確にする
- 専門職の役割を理解し、「できること」「できないこと」を明確にする
 - ・特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員などの役割を理解する
 - ・学級（ホームルーム）経営や指導に生かせるように、助言を校内で共有する
- 子どもの情報を共有する
 - ・授業や休み時間、保健室の利用時、学校行事、部活動など、様々場面での子どもの状況を共有する
 - ・次の発達段階で起こりやすい課題を共有し、予防的な支援を検討する
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用する
 - ・教職員全体で、必要な情報を共有する
 - ・定期的なケース会議などを通じて、支援の方向性を確認・調整する
 - ・定期的に見直し、子どもの変化に合わせて更新する
- 支援方法の一貫性を保つ
 - ・支援内容を共有し、異なる場面でも同じ方向性で対応する
 - ・特別支援教育支援員と情報共有し、一貫した支援を行う
- 情報共有の仕組みを作る
 - ・日々の情報共有の仕組みを作る
 - ・次年度への確実な引継ぎを行う

連携ツール

- | | |
|------------|---------|
| ○個別の教育支援計画 | ○指導要録 |
| ○個別の指導計画 | ○生徒指導記録 |
| ○日々の指導記録 | など |

年度始めの連携

- 校内支援体制や役割分担の確認
- 特別な教育的ニーズのある子どもの基本情報（特性、困難さ、有効な支援など）の共有
- 前籍校・園からの引継ぎ事項の共有
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の確認・見直し
- 合理的配慮の内容や目標、支援の方向性の共通理解
- 情報共有の方法（会議、記録、ＩＣＴ機器など）の確認
- 学校全体や学年、学科などで統一する支援方針の確認
- 学校全体や学年、学科など教室環境や学習環境の確認
- 保護者との連携方法の確認



「年度当初に情報共有を行ったり、校務支援システムで情報提供したりしています。」

学期ごとの連携

○個別の指導計画の評価・改善

- ・各教科等の授業時などの子どもの様子について、教職員間で情報共有を行い、評価
- ・子どもの変容を基に、目標設定や支援方法等を評価・改善

○スクールカウンセラーなどの専門職や特別支援教育支援員との情報共有

○学校全体や学年、学科などでの支援方針の再統一



「学期ごとの個人懇談で、学級担任以外の教職員も入って懇談をしたり、必要に応じて管理職や特別支援教育コーディネーター、養護教諭と随時教育相談をしたりしています。」

年度末の連携

○有効だった支援や合理的配慮、子どもの成長、今後の課題の確認

○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価・改善

○学校や学年での統一事項の評価・改善

○次年度の学級（ホームルーム）担任・関係教職員への引継ぎ

○校内支援体制や情報共有の方法等の評価

★年度末の引継ぎのポイント★

- 安心して進級できるよう、本人や保護者の進級に際しての願いや心配事を伝える
- 新しい環境の中で、予測される新たな困難さへの支援や配慮事項を伝える
- 進級後の支援に生かせるよう、これまで活躍していたことや得意なことなどを伝える
- 学級（ホームルーム）担任や教科担当教員、時間割、学習内容、教室等、環境が変わるため、見通しが持ちやすく分かりやすい支援や配慮、教室環境の工夫などを伝える
- 目標や手立て、方針が大きく変わることがないように、日頃から学級（ホームルーム）担任だけでなく関係者と共に評価し、次年度の目標等を関係者間で共通理解した上で引き継ぐ
- 関係機関と一貫した支援ができるように、関係機関との連携に必要な情報を伝える
 - ・連携している関係機関に関する情報
 - ・関係機関との連携の様子
 - ・家庭や地域での生活の様子
 - ・有効だった支援や合理的配慮
 - ・長期目標の達成状況
 - ・今後の課題に向けての方向性 など

随時行う連携

- 子どもの様子に変化があった際の迅速な情報共有
- 学習面、行動面、健康面で気になる様子が見られた際の早期の情報共有及び相談
- 福祉サービスや服薬の変更等の情報共有
 - 服薬の変更の場合、変更前後の子どもの変容を把握
- 学校行事や定期考査等における合理的配慮についての情報共有
- 安全面や環境面における必要な配慮事項の修正
- 専門職からの助言の情報共有
- 保護者からの相談への対応



「保護者から学級担任に相談があった場合は、教職員で情報を共有するとともに、必要に応じて三者面談等を行っています。」

発達障害ナビポータル

発達障害ナビポータルは、厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）の両センターが共同で運用する発達障がいに関する情報に特化したポータルサイトです。

「ご本人・ご家族向けのメニュー」と「支援機関の方向けのメニュー」があり、「支援機関の方向けのメニュー」には、発達障がい児者支援に関わる全ての分野（教育、医療・保健、福祉、労働）の支援者に向けて、知っておいてほしい基本的な情報が掲載されています。

〔支援機関の方向けのメニューの内容〕

- 各分野の情報：教育、医療・保健、福祉、労働の各分野についての基本的な情報
- 研修コンテンツ集：発達障がい児者支援に関する基本的な事柄を中心とした、研修コンテンツ。地域での研修会や事業所内での勉強会、個人学習等に活用可能
- 自治体取組情報検索：全国の自治体等が作成する発達障がい児者支援に関する取組や成果物、関連情報等が検索可能

〔教育分野の内容〕

発達障がいの特性に応じた、教育での対応や制度など

- 気づき
- 合理的配慮と基礎的環境整備
- 特別支援教育の基礎知識
- 教材・教具データベース
- 特性の理解
- 教育と他分野との連携
- 指導・支援

[発達障害ナビポータル](#)



保護者との連携の重要性

子どもの成長を支えるためには、学校と保護者との連携が大切です。学校と家庭の双方で得られる情報や支援が互いに補い合うことによって、より適切で一貫したサポートが可能になります。家庭は子どもの生活の基盤であり、保護者から得られる情報は、子どもの実態把握や学校での支援に役立ちます。また、学校での様子を保護者に丁寧に伝えることで家庭でも適切な関わり方を考えることができ、子どもの成長を同じ方向に向かって支えることができます。特に、特別な教育的ニーズのある子どもにとって、学校と保護者の連携は、必要不可欠です。学校と保護者が情報を共有し、一貫した支援を行うことで、子どもは安心して過ごすことができます。また、変化や課題に早期に気づき、適切な支援につなげることができます。



特別支援教育において保護者との連携は、子どもの成長と安心につながる「共育」の土台です。学校と保護者は、どちらも子どもを支える重要な存在であり、「子どもを共に育てる仲間」として同じゴールを目指しています。そのため、学校は、保護者の思いや意見を丁寧に受け止め尊重しながら、専門的な視点から必要な支援や改善点を提案していくことが大切です。こうした姿勢が、相互の信頼関係の構築につながります。学校と保護者が、互いにパートナーとして協働することで、子どもにとってよりよい学びや学校生活を保障する基盤となり、子どもの成長を最大限に支える力になります。

★連携のポイント★

□信頼関係の構築

- ・ 保護者は、子どもの最も身近な理解者であるため、受容的に話を聞く
- ・ 保護者が安心して相談できるよう、共感的な関わりを心掛ける
- ・ 家庭での様子や気持ちを尊重し、支援に生かす

□保護者の思いや不安への配慮

- ・ 障がいの受容には時間を要することがあるため、保護者の気持ちに寄り添いながら、焦らず段階的に支援を進める
- ・ 不安や戸惑いを受け止め、安心して話せる関係を構築する
- ・ 必要に応じて相談窓口や支援制度の情報提供を行う

□情報共有と合意形成

- ・ 連絡帳や懇談等を活用し、学校での様子と家庭での様子を相互に伝え合う
- ・ 子どもの特性や支援の方向性について、学校と家庭で共通理解を持つ
- ・ 専門用語の多用を避け、保護者が理解しやすい言葉で伝える
- ・ 必要な支援や配慮を、理由とともに丁寧に説明する
- ・ 一貫した支援が行えるよう、支援方法について合意形成を図る
- ・ 小さな成長も積極的に共有し、保護者と一緒に成果を確認する

□相談体制の構築

- ・ 相談窓口を明確にする
- ・ 保護者が気軽に「相談してもよい」と感じられる雰囲気づくりをする
- ・ 保護者が「相談してよかった」と思えるよう、組織的に対応する

□個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

- ・ 長期的な視点で子どもを支える姿勢を共有する
- ・ 保護者が参画し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する
- ・ 次の学年や進学を見据えた支援を一緒に考える

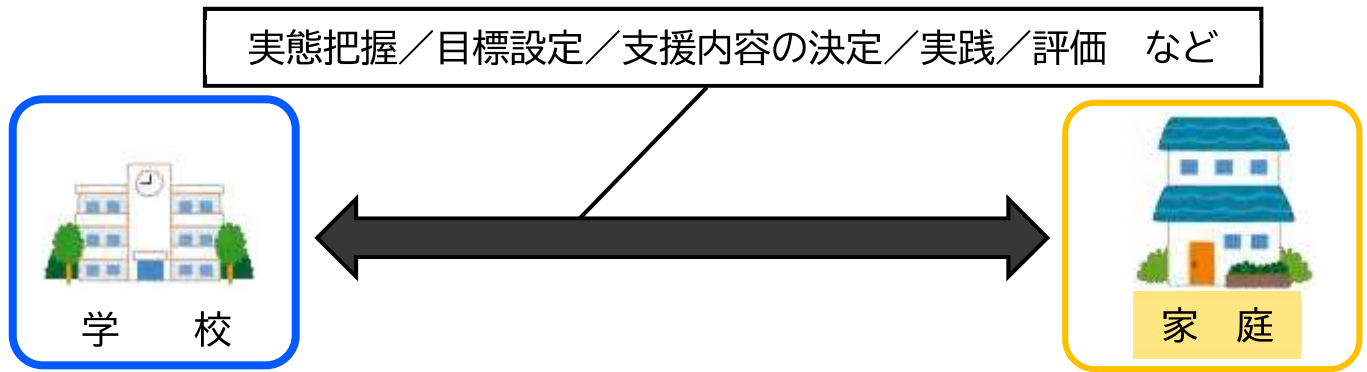


「来校した際に声を掛けて、学校での様子を話したり、家での様子を聞いたりしています。」

連携ツール

- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 日々の指導記録
- 連絡帳や計画帳 など

保護者との連携場面



○入学・転入・進級時の情報共有

- ・子どもの特性や困難さ、困りやすい場面、得意なこと、家庭での支援の工夫等を共有する
- ・前年度の支援内容や効果的だった手立てを確認する
- ・医療や福祉、関係機関の情報を共有する
- ・個別の教育支援計画の大まかな目標を検討する

○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用、評価等

- ・年度始めや学期末、必要時の作成及び評価・改善を行う
- ・目標や支援方法の妥当性を検討する
- ・本人及び保護者の願いや家庭での状況を反映する

★個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した連携場面★

- ☐ 本人・保護者の願いや希望の把握
- ☐ 合理的配慮の内容や支援内容・方法等に関する合意形成
- ☐ 学校及び家庭の役割分担
- ☐ 懇談等を通じた成果及び課題の報告及び確認
- ☐ 評価及び次の目標に関する説明及び相談
- ☐ 評価を基にした合理的配慮の内容及び支援内容・方法の見直し



「保護者と一緒に方針を決め、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映しています。」

○子どもの様子に変化があったとき

- ・学校で気になる行動や情緒の変化が見られた際に連絡する
- ・課題だけでなく、良かったこと、成長を感じることを積極的に伝える
- ・家庭での困難さや変化を保護者から学校へ相談する
- ・子どもが不安定な時期や突発的なトラブルへの対応方法を共有する
- ・必要に応じてスクールカウンセラーや養護教諭などと一緒に相談する



「心配なことだけではなく、できたことなども保護者に報告しています。」

○学習面、生活面で課題が見られたとき

- ・授業中や宿題で見られた学習のつまずきを相談する
- ・授業での支援（視覚支援、環境調整、合理的配慮など）について説明する
- ・集団活動や友人関係での困難さを共有する
- ・家庭での言葉掛けやサポートの仕方をすり合わせる

○学校行事や特別な活動の前後

- ・運動会、校外学習、修学旅行など、負担が大きくなりやすい場面での事前打合せを行うとともに、実施後に振り返りを行う
- ・学校行事等における苦手な刺激（音、人混み、変更の多い環境など）への配慮方法を相談する
- ・学校行事後の疲れや情緒の乱れの状態や対応方法を共有する
- ・テストや定期考査等における合理的配慮の方法を検討する
- ・テストや定期考査等における合理的配慮の評価を行う

○健康面での連携

- ・健康状態や服薬、アレルギー、医療的ケアなどの情報を共有する
- ・病院や関係機関との連携が必要な場合に調整を行う
- ・養護教諭を交えて対応方針を検討する

○早期相談・早期支援

- ・小さな気付きを早めに共有し、悪化を防ぐ
- ・必要に応じて外部専門機関（発達相談、福祉サービスなど）の情報提供を行う

○学期末・学年末の振り返り

- ・成長した点、改善された点、今後の課題を共有する
- ・次の学年に向けた目標や支援方法を検討する
- ・保護者と共に、子ども自身が成長を実感できる振り返りを行う



学校間の連携の重要性

子どもの成長を支えるためには、就学前から高等学校卒業後まで、切れ目ない学校間の連携が大切です。子どもは成長に伴って学習内容や生活環境が大きく変わり、その変化とともに、つまずきや必要な支援が変わりやすくなります。特に、特別な教育的ニーズのある子どもにとっては、学校段階の切り替わりが大きな負担となることがあり、そのタイミングで支援が途切れてしまうと、不安や困難さが顕在化しやすくなります。そのため、就学前から高等学校卒業後の進路まで、各段階の学校が子どもの情報と必要な支援を丁寧に引き継ぐことで、子どもは、新しい環境で安心してスタートを切ることができます。さらに、卒業後の進路においても、学校から進学先や地域、福祉・就労機関等へ情報が引き継がれることで、新しい生活でも適切な支援につながります。学校間の連携は、子どもに「切れ目のない支援」を保障し、安心して次の段階へ進むための基盤となります。



学校間の連携で大切なことは、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を切れ目なく提供することです。そのためには、学級（ホームルーム）担任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援教育支援員など、教職員が連携した校内支援体制を基盤として、学校間の連携を強化し、子どもを中心とした継続的な支援体制を築くことが重要です。また、教育委員会や関係機関とも連携しながら、地域全体で子どもを支える体制を整えることで、誰もが尊重され、共に学び合うインクルーシブ教育システムの構築につながります。

★連携のポイント★

□個別支援の継続と情報提供

- ・ 個別の教育支援計画等を活用し、進学や転校時に必要な支援を確実に引き継ぐ
- ・ 安心して新しい環境に適応しやすくなるよう、子どもの特性や配慮事項を引き継ぐ
- ・ 発達状況、学習上の課題、必要な支援、保護者の意向などを、丁寧に引き継ぐ
- ・ 子どもの特性や強み、得意な学びのスタイルを引き継ぐ
- ・ 保護者の意向や不安を共有し、学校間で統一した姿勢で支援できるよう調整する
- ・ 関係機関に関する情報を引き継ぐ

□可視化と見通しの共有

- ・ 進学時や転入・転出時の流れや相談事項を可視化し、支援の見通しを持って対応する
- ・ 保護者との連携も含め、支援の方向性を共有することで安心感につなげる

□引継ぎに係る連絡調整

- ・ 特別支援教育コーディネーターなど、担当者間で引継ぎに係る連絡調整を行う

□専門性の活用と支援体制の構築

- ・ 特別支援学校のセンター的機能（相談・情報提供、研修協力、設備提供など）を活用し、地域全体で支援体制を整える

★特別支援学校センター的機能★

特別支援学校では、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとして役割（センター的機能）を果たします。具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、次のような取組を行います。

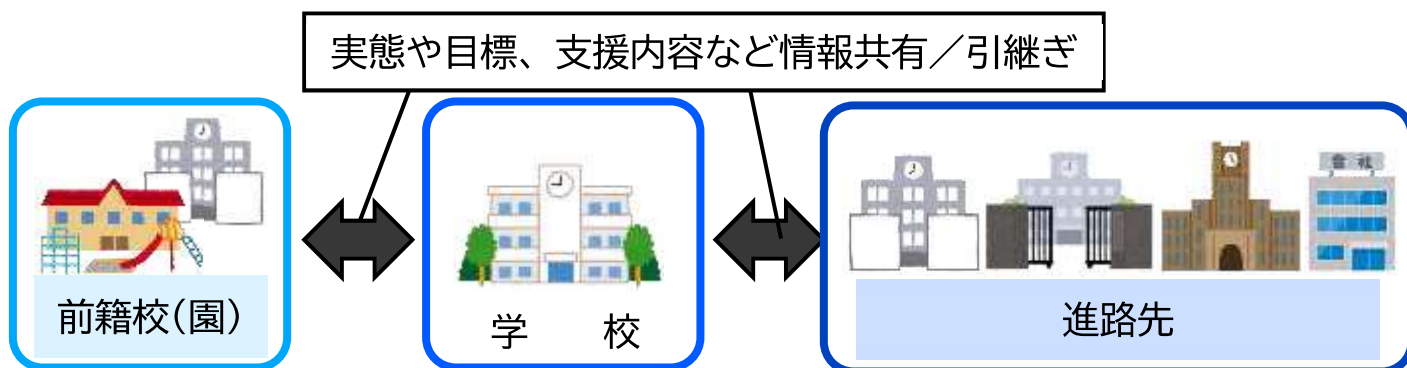
- 特別支援教育に関する相談の実施及び情報提供
- 教職員に対する研修協力
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援
- 教材・教具、学校施設設備等の提供

また、ほかの学校や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携し、地域のネットワークづくりも進めています。

連携ツール

- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 日々の指導記録
- 指導要録
- 生徒指導記録 など

学校間の連携場面



○就学・進学時の引継ぎ

- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画
- ・ 子どもの特性や困難さ、困りやすい場面、得意なこと、支援方法、合理的配慮の内容など
- ・ 運動会、校外学習、修学旅行など、負担が大きくなりやすい場面での支援方法
- ・ テストや定期考査等における合理的配慮の方法
- ・ 健康状態や服薬、アレルギー、医療的ケアなどの情報
- ・ 連携している関係機関

○通級による指導を受けている子どもの引継ぎ

- ・ 在籍校と進学先、通級指導教室設置校（他校通級の場合）、巡回通級指導担当者間で引き継ぐ

小学校就学時（幼稚園・保育園等から小学校等へ）

○座学の際の配慮について、園での様子を基に、予想される困難や支援方法、落ち着いて学習できる教室環境（座席や掲示物等）などを伝える

→ ・ 幼稚園は、小学校での生活をイメージして、必要な情報を提供する

- ・ 小学校は、具体的な場면을想定しながら、必要な情報が得られるよう園での様子を伺う

○入学に当たっての保護者の心配事や思いなど、聞き取ったことを必要に応じて伝える

🔍 「就学・進学等」



「特別支援教育コーディネーターと1年学級担任が、入学前に保育園や幼稚園に出向き、先生から話を聞いたり、子どもの様子を見たりしています。」
「入学までに幼稚園や保育園に子どもの様子を見に行きます。また、入学式までに何度か小学校に来てもらい、教室などの場所に慣れるようにしています。」

中学校進学時（小学校から中学校等へ）

- 各教科担任に確実に引き継げるように、学びにくさを感じている教科等の支援や配慮を明確にして伝える
- 友達との関わりの面で必要な支援や配慮を伝える
- 部活動で予想される必要な支援や配慮を伝える



「小学校訪問と入学前相談を行っています。小学校訪問では、特別支援教育コーディネーターが授業参観をした後、学級担任から子どもの実態等を聞いています。また、入学前相談では中学校に来てもらって、特別支援教育コーディネーターと一緒に見学をしたり、相談をしたりしています。」
「児童が安心して中学校に入学できるよう、小学校教員、中学校教員、保護者が同席して、ケース会議をしています。」

高等学校進学時（中学校から高等学校等へ）

- 入試に際し合理的配慮が必要な場合には、学級担任、本人、保護者、進路指導担当者、特別支援教育コーディネーターが連携し、相手校で合理的配慮を受けながら受検できるようにする
- 将来の進路についての本人の希望や悩みについて聞き取ったことを伝える
- 生活面や学習面で、困難さを感じていると思われることを伝える
- 各教科担任に確実に引き継げるように、学びにくさを感じている教科等の支援や配慮を明確にして伝える
- 友達との関わりの面で必要な支援や配慮を伝える
- 部活動で予想される必要な支援や配慮を伝える



「学習評価：テストや定期考査等における合理的配慮」



「出身中学校から個別の指導計画を頂き、在学時の参考にしています。また、出身中学校へ伺い、当時の学級担任や中学校の特別支援教育コーディネーターから話を聞いています。」
「市内の中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーター合同研修会（年2回実施）で、情報交換や引継ぎを行っています。」

高等学校卒業時（高等学校等から進学・就労先へ）

- 進学や就職に当たって試験を受ける際には、ホームルーム担任、本人、保護者、進路指導担当者、特別支援教育コーディネーター、外部の労働機関等が連携し、相手先で合理的配慮が受けられるようにする
- 進学・就労先で、適切な支援や合理的配慮を受けながら生活できるように、本人・保護者の同意の下、必要な情報を伝える

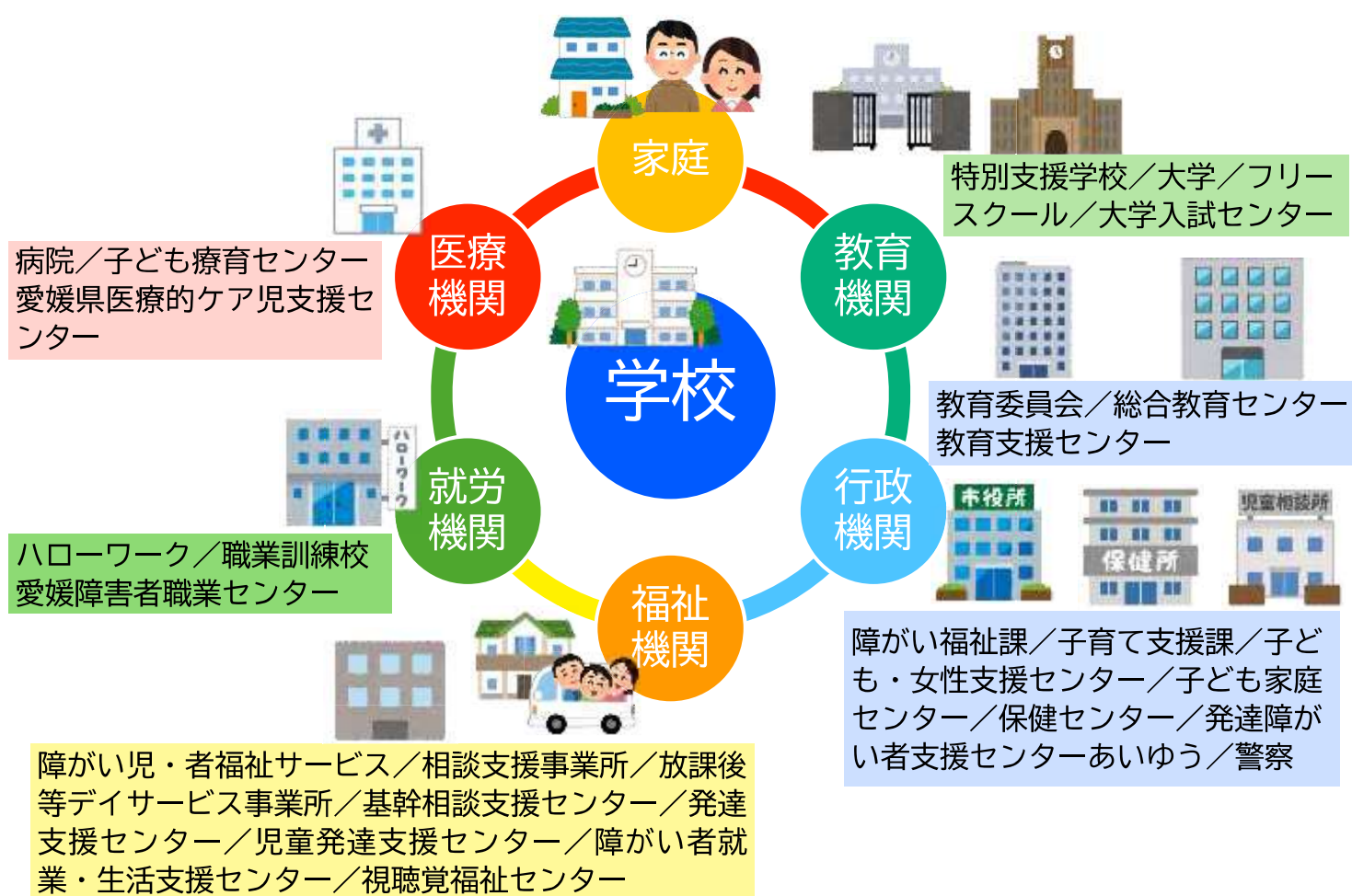


「大学に入学する生徒に対して、個別の教育支援計画を活用して引継ぎを行いました。」
「障がい者雇用での就職を希望する生徒がいる場合には、企業関係者、支援者（関係機関）、本人、保護者、学校で移行支援会議を実施しています。」

関係機関との連携の重要性

学校と関係機関が連携することで、子どもの多様な教育的ニーズに応じた総合的な支援が可能になり、学校だけでは対応が難しい事案に対して、医療や福祉、心理などの専門的な支援を関係機関と協力して行うことで、教育面だけでなく生活面にも支援を提供できます。また、保護者との相談や情報提供が充実し、家庭と学校、地域が一体となって子どもを支える体制が整うなど、学校と関係機関の連携は、子どもの成長と生活の質を高める上で、大きな役割を果たします。

さらに、関係機関との連携は、校内支援体制の充実にもつながり、教職員が情報を共有しながら協力できる環境を整えることで、より質の高い教育の実現につながります。



また、学校と関係機関との連携においても、本人、保護者の参画が大切です。本人や保護者が主体となることで、子どもの特性や家庭の状況に基づいた正確な情報を共有し、対話を通じて合意形成を図ることで、支援内容がより適切で実効性のあるものになります。さらに、学校・家庭・地域が一体となった支援体制が整い、切れ目のない支援につながります。

なお、本人、保護者の参画においては、心理的負担や本人の発達段階等への配慮が必要です。本人と保護者が安心して参加できる環境を整えることで、協力的な支援体制が築かれます。

★連携のポイント★

- チームとして組織的に対応する
→教職員全員が、共通理解を持って指導・支援に当たる体制づくり
- 学校内での役割分担を明確にする
- 窓口を一本化する
- 学校で「できること」「できないこと」を明確にする
- 関係機関が「できること」「できないこと」を理解する
- 子どもの情報を整理する
→多角的な視点から情報収集し、関係者間で情報共有する
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用する
- 短期的・長期的な指導・支援の方針を明確にする
- 相互の専門性や立場を尊重し合い協働して解決に当たる
- 個人情報等に配慮する

連携ツール

- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 日々の指導記録 など

教育機関等との連携場面



- 子どもの実態を基にした目標や支援方法の検討
- 合理的配慮の内容や必要な支援の検討
- ケース会議を通じた課題や支援方法の検討
- 出前講座（愛媛県総合教育センター）や講師派遣等による校内研修の実施
- 市町教育委員会の巡回相談の活用

巡回相談では、専門的な知識を持つ巡回相談員や臨床心理士、カウンセラーなどの専門スタッフ等が学校を訪問し、特別な教育的ニーズのある子どもの指導内容や方法について、学級担任や特別支援教育コーディネーター、保護者等と相談し、助言します。

★詳しくは、各市町教育委員会にお問い合わせください。

- 特別支援学校・大学・総合教育センターが実施している教育相談の活用

教育相談では、特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者、教職員に対して、専門的な助言や情報提供を行い、適切な指導と連携を支える取り組みです。

○特別支援学校センター的機能の活用

- ①特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ②障がいのある幼児児童生徒等への指導・支援
- ③福祉、医療、労働などの関係機関等との連携・調整
- ④小・中学校等の教職員に対する研修協力
- ⑤障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供



「授業参観後に、具体的な支援方法について、助言していただきました。」

センター的機能とは、「地域の特別支援教育を支える拠点として、教育相談や専門的助言、研修、情報提供等を行い、学校・家庭・関係機関との連携を促進する」ための、特別支援学校が担う地域における特別支援教育の中核的役割を果たす機能のことです。

★特別支援学校センター的機能活用時のポイント★

申込時に次の情報をまとめておくと、スムーズに進みます。

- ①目的・相談内容
活用目的／具体的な相談事項や課題
- ②子どもに関する基本情報
氏名・学年／診断名や障がいの特性／医療的ケアの有無及び内容
- ③発達・学習に関する情報
認知・言語・運動などの発達状況／得意なこと・苦手なこと／行動面の特徴
得意な学習スタイル／授業中や部活動の様子／宿題など課題の提出状況
連絡プリントなどの提出物の状況
合理的配慮の内容／支援方法
- ④学校での様子
授業中の様子や支援の工夫／友人関係や集団活動への参加状況
問題行動や対応方法／支援体制（加配、通級による指導、支援員など）
- ⑤家庭・地域との連携状況
保護者の希望や困りごと／福祉サービスや医療機関との連携状況
地域での活動や支援の有無

○特別支援教育地域リーダーの活用（愛媛県「特別支援教育地域支援充実事業」）

- ①地域や学校等の特別支援教育に関する相談支援
- ②特別支援教育校内研修プログラム集を使用した研修支援



「地域リーダーに、校内研修をお願いしました。」

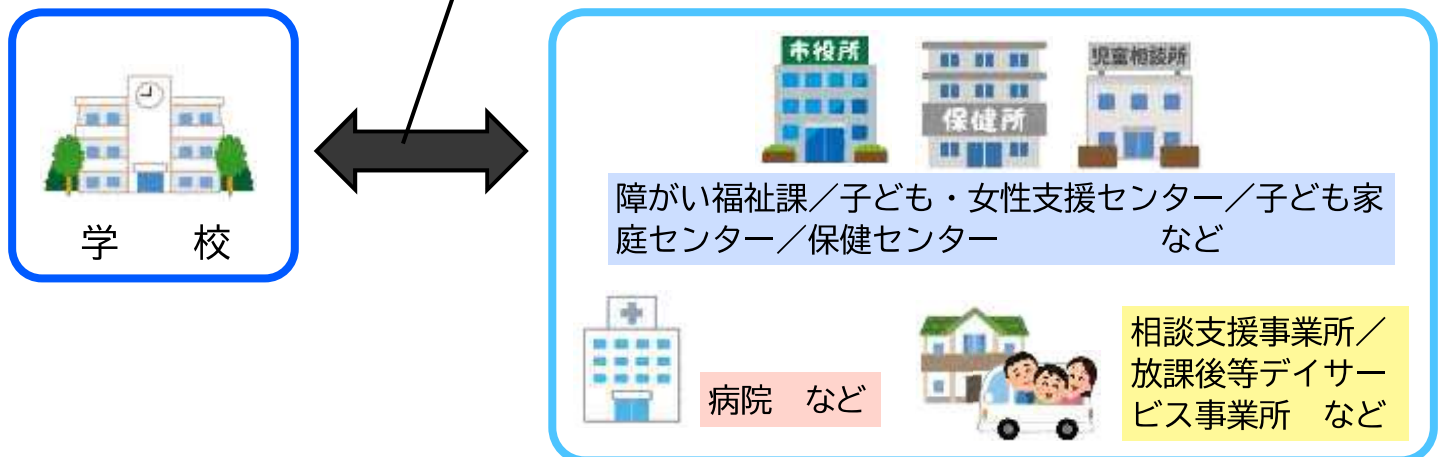
○特別支援教育専門家チームの活用（愛媛県「特別支援教育専門家チーム派遣事業」）

- ①当該幼児児童生徒の望ましい教育的対応等の検討
- ②教育支援体制の整備等に関する指導・助言
- ③障がいの有無の判断

愛媛県では、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、市町教育委員会等における特別支援教育推進のための支援として、「特別支援教育地域支援充実事業」や「特別支援教育専門家チーム派遣事業」を行っています。

保健・医療・福祉との連携場面

情報共有／支援方法等の助言／就学支援／校内研修等の講師協力 など



○医師の診断や助言、言語療法士や作業療法士などの助言を基にした目標や支援方法の検討、調整

○服薬調整、投薬治療の相談

★服薬調整、投薬治療に関する相談のポイント★

- 医療情報の共有には、必ず保護者の同意を得る
- 保護者を通じて処方内容や服薬の目的、副作用などを、正確に把握する
- 子どもの学校生活での様子を医療機関にフィードバックする
 - 特に、薬や服薬量が変わったときは行動記録を取り、学校生活における変化（変化がない場合も）を医療機関にフィードバックすることが大切
- 校長の責任の下、緊急時対応の手順を事前に決めておき、教職員に周知する
- 定期的な連絡やケース会議を通じて、治療方針と教育方針の整合性を図る
 - 主治医からの助言を受ける体制を整えることが重要

○発達検査等の実施及び分析

→医療機関等で実施した発達検査の結果を、子どもの実態把握や個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、支援方法、合理的配慮の内容の決定等に活用する

発達検査は、子どもの認知、言語、運動、社会性などの発達の状態を客観的に把握し、特性や課題を明らかにすることで、適切な教育的支援や指導計画等を立てるために行われます。また、本人の成長や学習環境の改善に役立てるために活用します。

○ケース会議や放課後等デイサービスの送迎時における福祉サービス事業所との情報交換（実態や目標、支援方法など）

★情報交換を行う主な場面★

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成時
 - ・子どもの特性や必要な配慮を整理し、役割を確認
- 支援の継続や変更が必要な場合
 - ・子どもの状態変化（行動面、健康面、家庭状況）に応じて支援方針を見直す
 - ・新しい福祉サービスの利用開始や終了時
- 緊急対応が必要な場面
 - ・学校での対応が困難な行動や安全面の課題が発生した場合、連携して対応方法を検討

- ケース会議を通じた課題や支援方法の検討
- 合理的配慮の内容や必要な支援の共有
- 学校内での支援と連動した支援体制の検討、整備



「言語聴覚士からの助言を、支援に生かしています。」

→学校の「個別の教育支援計画及び個別の指導計画」と、福祉サービス事業所等の「支援計画」の整合性を確認し、矛盾しないように調整する

「学校内での支援と連動した支援体制の検討・整備」とは、学校で行う支援と、福祉サービス事業所で行う支援をつなげて、一貫性のある仕組みを作ることです。学校での支援方針と福祉側の支援方針をすり合わせ、同じ方向で支援できる体制を整えることが必要です。

- 行動援護、居宅介護などの福祉サービスの調整

- ・保護者が困ったときに学校が相談に応じ、福祉サービスにつなげる
- ・家庭生活での支援を必要としていると思われる場合、保護者に福祉サービスの利用を提案する
- ・福祉サービス事業所が適切なサービス内容を決定するために、子どもの学校での様子（学習、行動、体調等）に関する情報提供をする
- ・体調や行動面に変化があり、支援内容を見直す必要がある場合
- ・放課後や長期休暇の過ごし方を決める場合 など

「トライアングル」プロジェクト

支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策

- 教育と福祉の橋渡し役

- ・学校と福祉事業所の関係構築の「場」を設ける
- ・ケース会議に参加し、学校側の視点を提供

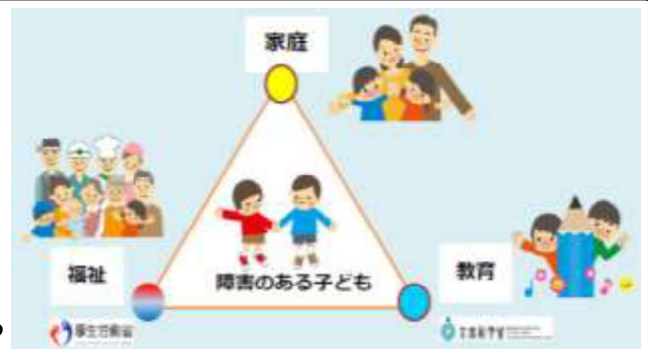
- 個別の教育支援計画等の活用

- ・個別の教育支援計画を福祉事業所と共有し、支援の方向性を一致させる

- 教職員への福祉制度の理解促進

- 保護者支援の強化

- ・保護者に対して、福祉サービスや相談窓口の情報を提供し、負担を軽減



家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
～障害のある子と家族をもっと元気に～：文部科学省



「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」令和6年4月25日付け

- 障害児通所支援事業所や放課後等デイサービスと連携し、子どもの心身の状況や生活環境について情報共有を行う
- 個別の教育支援計画を活用し、福祉側の支援計画と整合性を図る
- 福祉事業所が開催する支援計画作成・見直しの会議に参加し、学校での支援内容を共有する
- 必要に応じて、学校側からも会議を設定し、関係機関と協議する
- 放課後等デイサービスが行う「通所自立支援」や「卒業後の生活に向けた自立サポート」に協力し、学校での下校時対応や情報提供を行う
- 不登校状態にある障害児が福祉サービスを利用する場合、学校は日常的な情報共有を行い、家庭・福祉と協働して支援を進める
- 保護者に対して、福祉制度や相談窓口の情報を分かりやすく提供する
- 保護者の負担軽減のため、学校が調整役となり、複数機関との連絡を円滑にする

労働機関との連携場面



【在学中】

- 職業適性や支援の方向性の検討
- 就労体験（実習）・職場見学等の実施及び評価、支援方法の見直し
- 求職受理相談の実施

【卒業時】

- ハローワークや障害者職業センターなどとの連携を通じた引継ぎ



「進路選択の際、ハローワークから情報提供や助言を頂きました。」

★求職受理相談について★

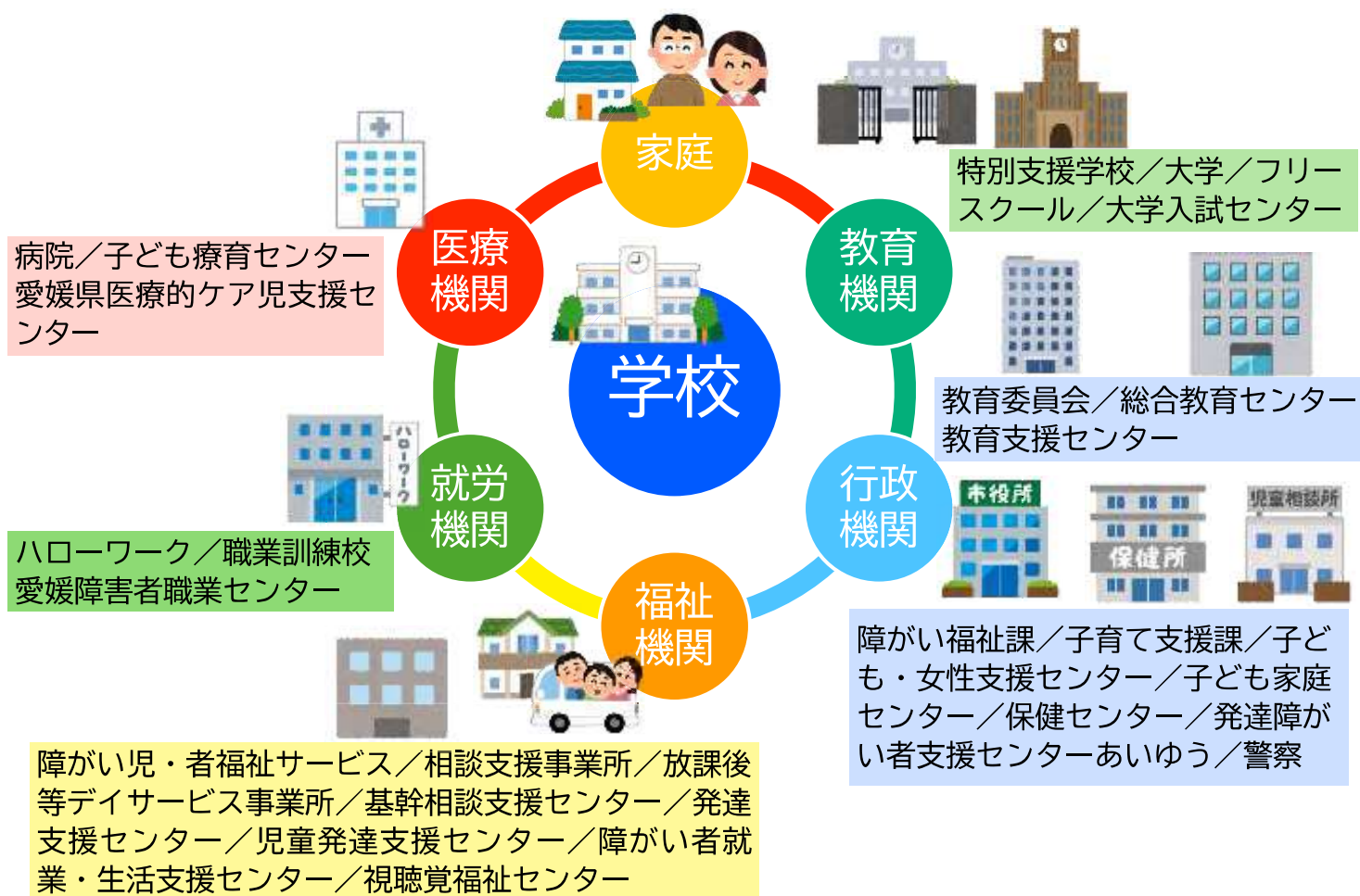
求職受理相談とは、ハローワークで「仕事を探したい」と申し出たときに、本人の希望や状況を聞き取り、正式に「求職者」として登録するための相談です。ハローワークへの求職者登録は、必ずしも義務ではありませんが、ハローワークの支援を受けて就職活動をする場合には、必要な手続きです。登録することで、専門相談員による支援や、障がい者向けの求人情報の提供、面接同行などのサービスが受けられます。また、就職後の定着支援も受けられる場合があります。

〔求職受理相談のメリット〕

本人の希望や障がいの特性等に応じた配慮がある求人を紹介してもらえます。

〔障がい者雇用を希望する場合（「障害者相談窓口」の利用）の流れ〕

- ①受付で申し出る：「障害者相談窓口を利用したい」と伝え、専門の担当者が対応してくれます
- ②求職申込書の記入：氏名、住所、希望する仕事、働ける時間などを記入します
- ③面談（相談）：障がいの状況や、働く上での配慮が必要なことを相談員と話し合います
障がい者手帳や診断書などを提示することがあります
- ④ハローワークカードの発行：求職者として正式に登録され、今後の相談や紹介が受けられるようになります



どんなときに相談したらいいの？
どこに相談したらいいかわからないときは、どこに連絡すればいい？

相談内容	連携先
教育に関すること 学級（ホームルーム）経営や指導方法／個別の教育支援計画等の作成／合理的配慮の検討／学びの場の検討 など	教育機関 ◆迷ったときは…教育委員会や総合教育センター（特別支援教育担当）へ
福祉に関すること 障がい者手帳の取得／福祉サービスの利用／虐待養育困難への対応 など	行政機関 ◆迷ったときは…市町の福祉課（障がい福祉担当）へ
家庭生活に関すること 生活支援の調整／福祉サービスの利用／家庭支援の相談 など	福祉機関 ◆分からないときは…市町の福祉課へ
保健、医療に関すること 診断／服薬調整／発達検査や心理検査／医療的ケアの指導／緊急時対応の確認 など	医療機関 ◆分からないときは…掛かりつけ病院（小児科・精神科）や療育センターへ
進路に関すること 高等学校卒業後の進路相談／就労支援サービスの相談／職業準備訓練 など	就労機関 ◆分からないときは…ハローワーク（障害者担当窓口）へ

専門スタッフ	役 割
スクールカウンセラー	公認心理師や臨床心理士などの資格を持つ専門職で、子どもの心のケアを中心に、教職員、保護者への専門的な助言や援助等を行う。
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門職で、教育と社会福祉の知識を生かして、問題を抱える子どもが置かれた環境への働き掛けや関係機関等との連携・調整等を行う。
スクールライフアドバイザー	生徒や保護者に対して心理的な支援や相談を行う。また、生徒のメンタルヘルスや学業に関する問題に対処し、必要に応じてカウンセリングや指導を行う。
ハートなんでも相談員	子どもや保護者が気軽に安心して相談できる相談員で、公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている人もいる。子どもや保護者、教職員の学校生活や人間関係、不登校などの悩みに対応し、必要に応じて助言やサポートを行う。
特別支援教育支援員	障がいのある子どもに対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの子どもに対し学習活動上のサポートを行ったりする。 【業務内容】 ①基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助 ②発達障がいの子どもの学習支援 ③学習活動、教室間移動等における介助 ④子どもの健康・安全確保関係 ⑤運動会、文化祭、修学旅行等の学校行事における介助 ⑥周囲の子どもの障がい理解促進
学習支援員	小・中学校などで授業中や放課後に、学習につまずきのある子どもを個別又は小グループで支援するなど、学級担任の補助を行う。
医療的ケアを行う看護師	医療的ケアの必要な子どもに対して、医師の指示の下、学校生活における日常的な医療的ケアを実施する。また、教職員への指導・助言や保護者からの相談への対応を行う。
就労支援コーディネーター (就職支援コーディネーター)	求人情報の提供や面接練習などの就職活動をサポートし、企業との連携や職場体験等の調整、就職先の開拓を通じて、円滑な就労を支援する。

特別支援学校	特別支援教育の地域の中核としてのセンター的機能を担う。 (特別支援教育課事業一覧：愛媛県教育委員会)  (特別支援教育課県立特別支援学校一覧：愛媛県教育委員会) 
フリースクール	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。 (不登校児童生徒の支援につながる相談機関：愛媛県総合教育センター) 
愛媛大学教育学部附属インクルーシブ教育センター	障がいがあっても学び続けることが喜びにつながる学校・共生社会の実現に資する研究・実践を行う。重度重複障がいがある人の生涯学習支援「訪問カレッジ」の実施、支援機器（Assistive Technology）やバリアフリーな教材（音声教材 UNLOCK、遠隔学習支援システム：志）の開発・提供等の成果を全国に発信している。 (愛媛大学教育学部附属インクルーシブ教育センター) 
大学入試センター	大学入学共通テストにおいて、特別な教育的ニーズのある受験生に対して、試験時間延長や別室受験、拡大文字や点字問題等の合理的配慮を提供する。 (独立行政法人 大学入試センター) 
学生支援センター 独立行政法人 日本学生支援機構	キャリア教育・就職支援や障がいのある学生等への支援など、政策上特に重要性が高いものについて、好事例の収集・提供、調査、研究等を通じ、大学等の取組を支援する。 (独立行政法人日本学生支援機構 JASSO) 

教育委員会 (市町：巡回相談)	子ども一人一人のニーズを把握し、子どもが必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など、子どもの支援を実施する者の相談を受け、助言する。 【主な内容】 ①対象となる子どもや学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言 ②校内における支援体制づくりへの助言 ③個別の指導計画等の作成への協力 ④専門家チームと学校の間をつなぐこと ⑤校内での実態把握の実施への助言 ⑥授業場面の観察等
総合教育センター	教育に関する調査研究や教職員の研修、教育情報の提供、教育相談を行う。 (愛媛県総合教育センター) 
教育支援センター	不登校支援の拠点として、学校や関係機関と連携し、小・中学校の子どもを支援する。 (県教育支援センター：愛媛県総合教育センター) 
子ども・女性支援センター (児相)	子どもや保護者からの相談に応じて適切な助言や援助を行う。虐待の疑いがある場合には、強い権限を持って対応し、地域の学校や家庭とも連携して支援を行う。18歳未満の子どもに関することであれば、本人・家族・教職員・地域の住民等、どんな立場からでも相談することができる。 【相談の種類】 養護相談／保健相談／発達相談／非行相談／家庭相談 など 【愛媛県内の子ども・女性支援センター（児相）】 東予子ども・女性支援センター 福祉総合支援センター（子ども・女性支援課） 南予子ども・女性支援センター (児童相談所とは) 

こども家庭センター	妊産婦や子育て世帯、子どもからの相談に応じるとともに、サポートするための計画を作成し、地域の関係機関等との連携や子育て支援サービスの活用などによる支援を行う。 【役割】 妊産婦支援／子育て支援／虐待予防／健康診査 【愛媛県内の設置市町】 今治市／新居浜市／西条市／四国中央市／松山市／伊予市／東温市／久万高原町／松前町／八幡浜市／大洲市／西予市／内子町／鬼北町／愛南町（令和7年5月1日時点） （各市町の家家庭児童相談窓口について：愛媛県庁） 
保健センター	子どもの予防接種や妊婦健診、生活習慣病の健康相談など、日常的な健康サービスを中心に、総合的な保健サービスを提供する。1歳半健診などの乳幼児健康診査のほか、子どもの言葉や行動、体や手先の動かし方など、発達に心配のある子どもの様々な相談（発達相談）も行う。
愛媛県発達障がい者支援センター あいゆう	発達障がいのある方とその家族等を支援する。 【主な内容】 ①相談支援・発達支援：発達障がいに関する相談への対応、助言や情報提供、関係機関の紹介等 ②就労支援：就労に関する支援や情報提供 ③普及啓発・研修：発達障がいへの理解を深めるための情報発信・研修会の開催・講師の派遣 （愛媛県発達障がい者支援センターあいゆう） 
愛媛県心と体の健康センター	心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談、思春期精神保健相談をはじめ、ひきこもり、発達障がい、自殺予防、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症相談を含め、精神保健福祉全般の相談や診療を行う。また、これらの事例の相談指導を行うとともに、必要に応じて関係諸機関に協力を求める。 （愛媛県心と体の健康センター） 

専門スタッフ	役 割
特別支援教育専門家チーム	医師、学識経験者、福祉・医療関係者、関係教育機関関係者等で構成する。学校からの依頼に応じて、県教育委員会が派遣する専門家チームを選定し、学校を訪問する際には、各市町の調査員(地域リーダー)が帯同する。 【支援内容】 ①当該幼児児童生徒の望ましい教育的対応等の検討 ②教育支援体制の整備等に関する指導・助言 ③障がいの有無の判断 (特別支援教育課事業一覧：愛媛県教育委員会) 
特別支援教育地域リーダー	小・中学校、高等学校及び県立特別支援学校から、地域リーダーが、学校の要望に応じて支援する。 【支援内容】 ①地域や学校等の特別支援教育に関する相談支援 ②特別支援教育校内研修プログラム集を使用した研修支援 (特別支援教育課事業一覧：愛媛県教育委員会) 



障がい児・者福祉サービス	障がいのある人が地域でその人らしい生活を送るための支援を提供する。 【主な事業】 ①自立支援給付 ・自立支援給付 →居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、短期入所(ショートステイ)、施設入所支援 ・訓練等給付 →自立訓練(機能訓練・自立訓練)、宿泊型自立訓練、就労支援選択、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム) ・地域相談支援 →地域移行支援、地域定着支援 ・計画相談支援 →サービス利用支援、継続サービス利用支援
--------------	---

	②地域生活支援事業 →日常生活用具給付等事業、移動支援事業 【障がい児支援サービス】 ①居宅サービス：居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、居宅訪問型児童発達支援 ②通所サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 ③障害児相談支援：障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助 ④入所サービス：福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 (障がい者福祉のしおり：愛媛県) (障がいのある方のための施設案内：愛媛県)  
相談支援事業所	障がいのある人が地域社会で暮らしていく中での困りごと・悩みの相談に応じ、自立した暮らしに必要な福祉・支援（社会的リソース）が受けられるように支援する。本人からだけでなく、その保護者などからの相談にも対応する。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに対し、個々の障がいの状態や発達の状況・障がいの特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）を行う。
基幹相談支援センター	地域における障害者支援の中核的な役割を担う。相談支援や情報提供等を行う。 【主な内容】 ①相談支援：障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な福祉サービスや支援を提供する ②情報提供と調整：福祉制度や医療、就労、住まいなどに関する情報を整理し、利用者と共に次のステップを見付ける調整役を担う ③地域の支援体制の強化：地域の相談支援事業者への専門的な助言や研修を行う
発達支援センター	子どもから大人まで、心身の発達に不安のある方とその家族が地域で生活していくための相談を行う。
児童発達支援センター	障がいのある子どもに対して、日常生活に必要な基本的な動作や自活に必要な知識・技能の指導を行う。また、保護者からの相談に対応し、助言や必要な援助を行う。

障がい者就業・生活支援センター	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図る。
視聴覚福祉センター	法律、医療（療育）、就業、訓練支援機器に関すること、生活全般に関することなど、視聴覚障がい者に関わる様々な相談に応じる。また、目や耳の不自由な方の社会参加の拠点として、ボランティアの学習や交流の場としても、様々なサービスを提供する。 (愛媛県視聴覚福祉センター) 

専門スタッフ	役 割
相談支援専門員	障がいのある人が地域社会で暮らしていく中での困りごとや悩みの相談に応じ、必要な福祉サービスを調整する。
社会福祉士	生活上の困難を抱える子どもやその家族に対して、相談支援を行い、必要な福祉制度やサービスの利用を調整する。
精神保健福祉士	精神障がいのある人やその家族に対して、生活支援や社会参加を促進するための相談・調整、医療機関や福祉サービスの利用調整を行う。
保健師	地域の人々が健康を保つために、保健指導や健康相談を行う。主な目的は病気やけがの「予防」であり、個人の健康相談や生活改善のための助言を行う。

医療 機関

病院	病気やけがの診断・治療、予防、リハビリなどの医療サービスを提供する。子どもの健康管理や医療的ケア、発達障がい等の診断や服薬調整、リハビリ、発達検査等を行う。 (愛媛県発達障がい医療機関受診ハンドブック) 
愛媛県子ども療育センター	子どものきもち外来（児童・思春期病棟）において、児童・思春期の発達や情緒的な問題、こころの問題の診療を行う。 (愛媛県立子ども療育センター) 
愛媛県医療的ケア児支援センター	人工呼吸器やたん吸引等の医療的ケアが必要な児童、その保護者、関係機関等を対象に、①相談支援・情報提供、②関係機関との連絡・調整を行う。

専門スタッフ	役 割
理学療法士（PT）	立つ、歩くなど基本動作能力の回復や維持、障がいの悪化の予防を目的に、自立した日常生活が送れるよう支援する。
作業療法士（OT）	食事や衣服の着脱、料理など応用的動作能力や、社会適応能力の回復や維持をサポートする。また、精神面のケアを行い、日常生活の自立や社会復帰を支援する。
言語聴覚士（ST）	コミュニケーション機能や嚥下機能の維持・向上を図る。医師の指示の下で、リハビリを実施する。

就労 機関

ハローワーク（公共職業安定所）	就職を希望する障がい者の求職登録を行い、きめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施する。就職後のアフターケアまで一貫して利用することが可能。
職業訓練校	障がい者向けの訓練の実施校 【愛媛県内の実施校】 新居浜産業技術専門学校 愛媛中央産業技術専門学校（今治本校／松山駐在） 宇和島産業技術専門学校
愛媛障害者職業センター	障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの密接な連携の下、就職や職場復帰を目指す障がいのある人、障がい者雇用を検討している又は雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する。 （愛媛障害者職業センター：高齢・障害・求職者雇用支援機構）



活用できる制度	内 容
ハロートレーニング （障害者訓練）	障がいのある人の就職を促進するために、民間企業等に委託して職業訓練を実施する。

専門スタッフ	役 割
ジョブコーチ	障がい者の職場適応に向けて、支援を行う。 ○当事者に対して：職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方などの助言をする ○事業主に対して：本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障がい特性を踏まえた仕事の教え方などの助言をする

NISE「特別支援教育リーフ」

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、小・中学校等で初めて特別支援学級や通級による指導を担当する先生、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった先生に向けて、障がいのある児童生徒がそれぞれの学びの場でよりよく学び充実した学校生活を送れるようになるためには、どのように取り組んでいくとよいか考えていくためのきっかけとなる内容をまとめ、取組のヒントとなる情報を記載した「特別支援教育リーフ」を作成しています。

「特別支援教育リーフ」は、それぞれの号のねらいや主な内容によって、

Basic（基礎編）：基礎的・基本的な内容
Case Studies（事例編）：事例から学ぶ
Advance（発展編）：発展的な取組の紹介

の三つのシリーズ構成で順次刊行されています。



「特別支援教育リーフ」には、①要旨とポイント、②取り扱うテーマについて、まず知ってほしいことや気付いてほしいこと、③②の内容に関連した内容やより深く理解するために役立つ情報が掲載されています。

「取り扱うテーマについて、まず知ってほしいことや気付いてほしいこと」は、約 10～15 分程度で読み通すことができるようになっています。

[NISE「特別支援教育リーフ」 | 独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所](#)



「生徒指導リーフ S」

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センターと独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が共同で作成した、特別支援教育の視点を一層強化した「生徒指導リーフ S」が発行されています。（「S」は、「Special Needs Education」の「S」です。）

特別支援教育の視点がより重要となってきたものについて、「ワン・ポイント・アドバイス」の頁を中心に、関連する記載が拡充されています。



[「生徒指導リーフ S」 | 文部科学省 国立教育政策研究所](#)

